

学校法人昭和薬科大学 内部統制システム整備の基本方針

学校法人昭和薬科大学（以下「本法人」という。）は、令和7年2月21日、理事会において、理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本法人の基本方針を以下のとおり決定した。

1. 経営に関する管理体制

- ① 理事会は、定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・寄附行為に従い、必要な事項については評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。
- ② 寄附行為並びに「理事会運営規程」及び「評議員会運営規程」に基づき、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な理事会及び評議員会の運営を行う。
- ③ 「理事職務権限規程」に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- ④ 理事会、評議員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、寄附行為及び「文書取扱規程」に基づき、適切に作成、保存及び管理する。

2. リスク管理に関する体制

- ① 「危機管理規程」を整備し、リスク管理の対応方法等を明確にした上、理事長を最高責任者とするリスク管理体制を構築するものとする。

3. コンプライアンスに関する管理体制

- ① 理事及び職員の執行が法令並びに寄附行為に適合することを確保するための体制を整備するため、「コンプライアンス推進規程」を定める。

4. 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

- ① 監事は、「監事監査規程」に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。
- ② 監事は、理事会、評議員会等の重要会議への出席並びに重要書類の閲覧、審査及び質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。
- ③ 監事が職務を補助する職員（以下「補助職員」という。）を置くことを求めた場合、法人は、監事の求めを尊重し、補助職員を配置することを検討するものとする。
- ④ 補助職員は、監事の指揮命令下で監事の職務を補助する職務を行い、監事以外からの指揮命令を受けないものとする。
- ⑤ 理事及び職員は、職務執行状況等について、監事又は監事の指示を受けた補助職員が報告を求めた場合、速やかにこれに応じるものとする。
- ⑥ 理事又は職員は、本法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為に著しく違反する行為等を発見したときは、直ちに理事長及び監事に報告する。

- ⑦ 理事又は職員は、不正の目的なく監事に報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けないものとする。
- ⑧ 監事が職務の執行について本法人に対して費用の前払又は償還、債務の債権者に対する弁済の請求をしたときは、本法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

5. 本方針の改廃

本方針に見直しの必要性が生じた場合は、理事会の決議により改正するものとする。